

小売業者の引取義務外品の回収体制構築に向けたガイドライン（案）

1．小売業者の引取義務外品に関する基礎情報

（1）小売業者の義務について

特定家庭用機器再商品化法（抄）

（引取義務）

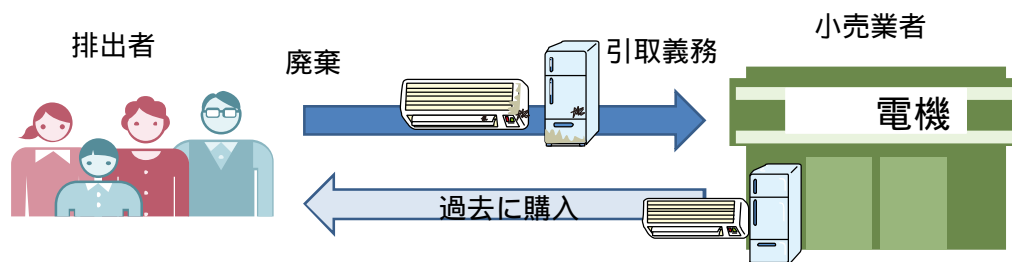
第9条 小売業者は、次に掲げるときは、正当な理由がある場合を除き、特定家庭用機器廃棄物を排出する者（以下「排出者」という。）から、当該排出者が特定家庭用機器廃棄物を排出する場所において当該特定家庭用機器廃棄物を引き取らなければならない。

- 一 自らが過去に小売販売をした特定家庭用機器に係る特定家庭用機器廃棄物の引取りを求められたとき。
- 二 特定家庭用機器の小売販売に際し、同種の特定家庭用機器に係る特定家庭用機器廃棄物の引取りを求められたとき。

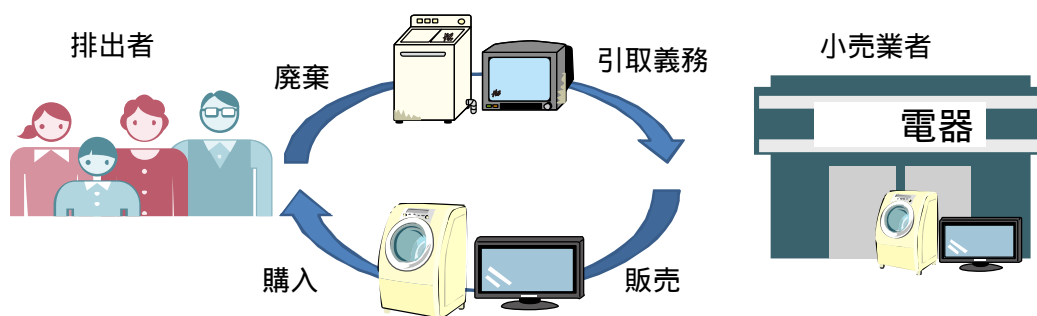
特定家庭用機器再商品化法第9条では、小売業者の引取義務について規定しております。

小売業者は、過去に自ら小売販売した特定家庭用機器が廃棄物となったため、排出者から引取りを求められたもの及び新たに小売販売をするのと引替えに、排出者から引取りを求められた同種の特定家庭用機器廃棄物の引取りを義務づけられています。

【図表1 小売業者に引取義務のある特定家庭用機器廃棄物】
過去に購入した小売業者による引取り



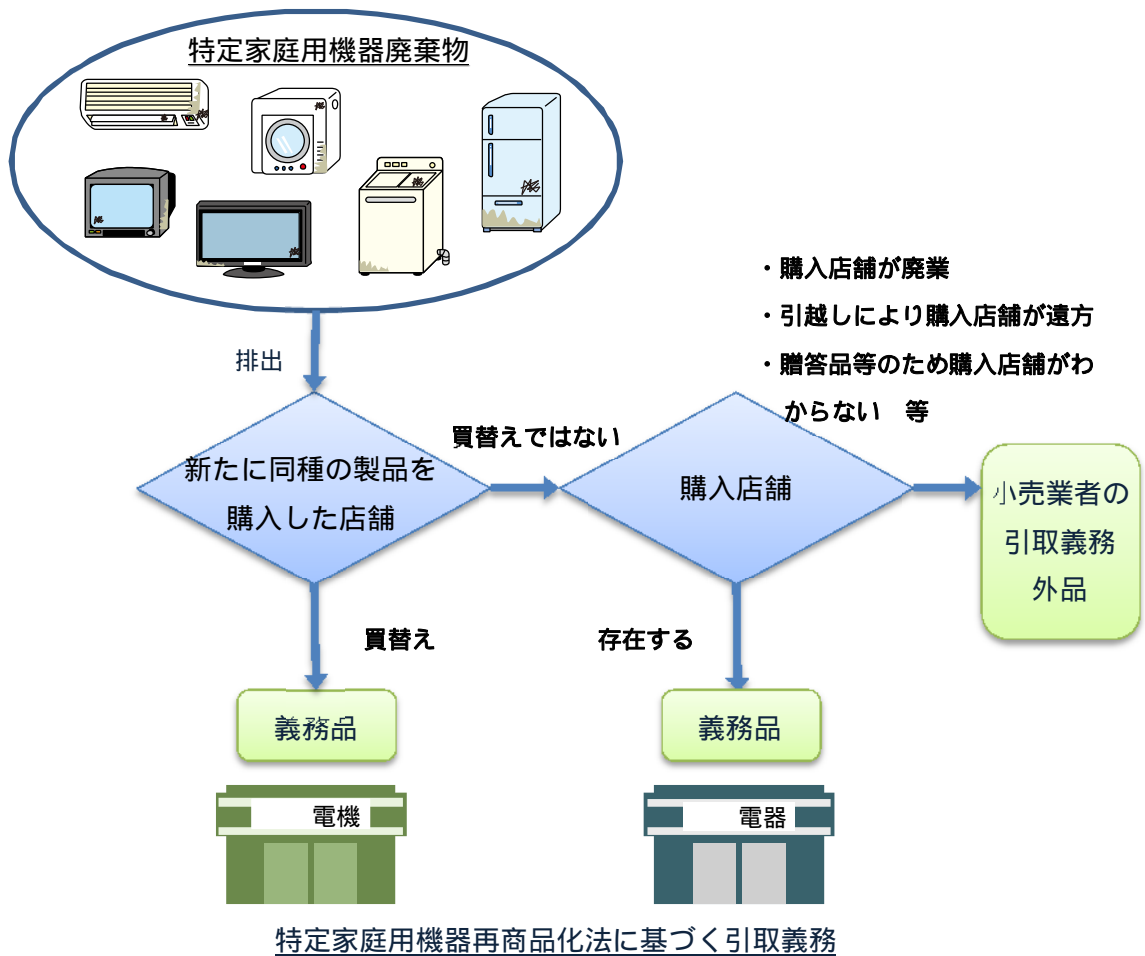
買替え時の小売業者による引取り



(2) 小売業者の引取義務外品とは

小売業者の引取義務外品とは、過去に購入した小売業者が存在せず、同種の製品の買替えでもないため、小売業者に引取義務が課せられていない特定家庭用機器廃棄物をいいます。例えば、購入した小売業者が廃業しており引取りを依頼できない、譲り受けたものや贈答品のため購入した小売業者がわからず引取りを依頼できない、引越しにより、購入した小売業者が遠方になったため引取りを依頼することが現実的に困難である、というような事例があります。

【図表2 小売業者の引取義務外品について】



(3) 小売業者の引取義務外品の回収体制の構築の必要性について

家電リサイクル制度の施行状況の評価・検討に関する報告書（抄）

小売業者に引取義務が課せられていない特定家庭用機器廃棄物（いわゆる義務外品）については、回収体制が構築されていない場合には、消費者の排出利便性が損なわれ、不法投棄や不適正処理のおそれがあることから、一般廃棄物の処理について統括的な責任を有する市町村が、地域の実情に応じ、小売業者や一般廃棄物収集運搬許可業者と連携した回収体制を早急に構築する必要がある。

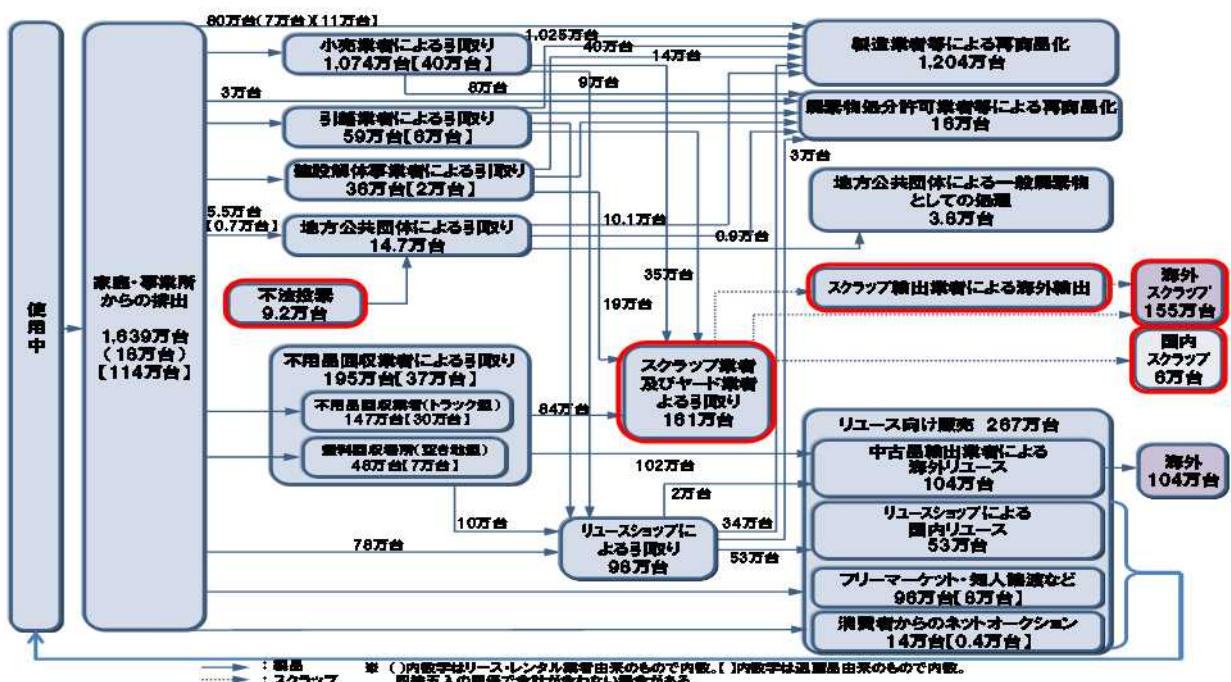
中央環境審議会循環型社会部会家電リサイクル制度評価検討小委員会及び産業構造審議会産業技術環境分科会廃棄物・リサイクル小委員会電気・電子機器リサイクルワーキンググループ合同会合（平成26年10月）

上記の報告書（抄）に記載のとおり、小売業者の引取義務外品の回収体制が構築されていないことにより、消費者の排出利便性が損なわれ、不法投棄や違法な廃棄物回収業者への引渡しにつながるおそれがあります。違法な廃棄物回収業者へ引き渡された特定家庭用機器廃棄物については、不法投棄、フロンガスや鉛などの有害物質が環境中に放出される不適正処理、不適正な管理による火災などを引き起こしている事例が報告されています。さらに、消費者と回収業者の間でトラブルが発生することもあります。

そのため、一般廃棄物の処理について統括的な責任を有する市区町村は、地域の実情に応じ、小売業者や一般廃棄物収集運搬許可業者と連携した回収体制を早急に構築する必要があります。

なお、環境省の調査によると、平成25年度の特定家庭用機器廃棄物については、不法投棄台数が約9万2千台であり、推計で約161万台が不適正処理されております。

【図表3 平成25年度の使用済特定家庭用機器のフロー推計】



..... 不適正処理

(4) 小売業者の引取義務外品の回収体制の構築状況について

環境省では、全国の市区町村を対象に小売業者の引取義務外品の回収体制の構築状況について調査を実施しております。平成26年4月現在の構築状況は図表4のとおりとなっております。

【図表4 小売業者の引取義務外品の回収体制の構築状況について】

	義務外品の回収体制を構築している市区町村	全市区町村	全市区町村に占る割合(%)
市区町村数(件)	1,022	1,742	58.7%
人口(万人)	9,403	12,714	74.0%
面積(km ²)	210,160	371,489	56.6%

以下のいずれかの方式により小売業者の引取義務外品の回収を行っており、かつ、地域の小売店や一般廃棄物収集運搬許可業者が回収する場合には、回収主体の名称及びその連絡先を広報している市区町村を「小売業者による引取義務外品の回収体制を構築している」ものとした。

市区町村が回収(直営・委託)

市区町村と協定等を締結した家電小売業者が回収

市区町村から依頼を行った家電小売業者が回収

家電小売店団体が設置した受付センターが回収

市区町村と協定等を締結した一般廃棄物収集運搬許可業者が回収

市区町村から依頼を行った一般廃棄物収集運搬許可業者が回収

一般廃棄物収集運搬許可業者団体が設置した受付センターが回収

一般廃棄物収集運搬許可業者が回収(上記～以外で、市区町村が当該業者の名称及び連絡先を広報)

なお、住民が自ら指定引取場所に運搬する方法しか存在しない場合には、回収体制を構築していないものとした。

一般廃棄物収集運搬許可業者には、再生利用指定(廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第2条第2号)を受けた事業者が含まれる。

2. 小売業者の引取義務外品の回収体制の構築

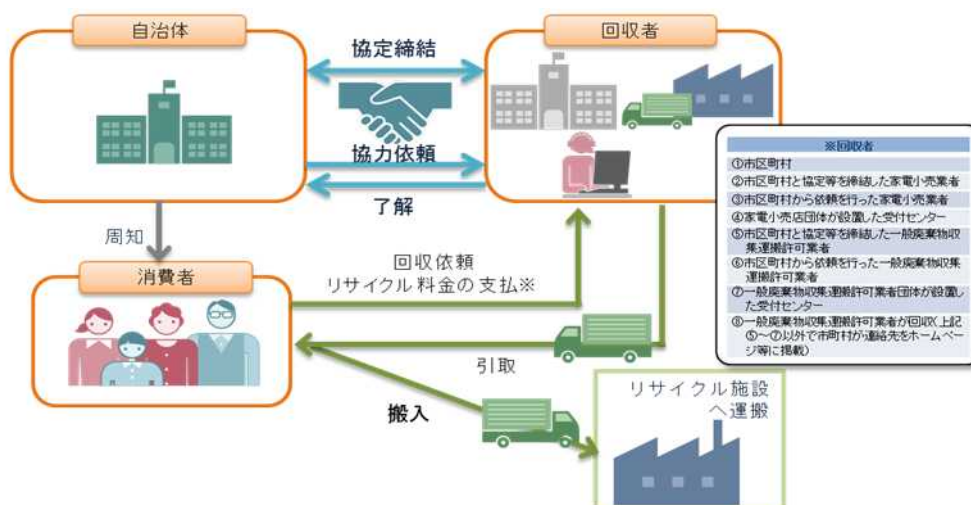
【小売業者の引取義務外品の回収体制の構築の要件】

図表5の から までのいずれかの方式で小売業者の引取義務外品を回収し、さらに から の方式については、回収に関する定期的な確認や住民への情報提供を行っている場合に、小売業者の引取義務外品の回収体制の構築の要件を満たしているといえます。

【図表5 小売業者の引取義務外品の回収体制の構築の要件について】

い ず れ か	市区町村が回収（直営・委託）
	市区町村と協定等を締結した家電小売業者が回収
	市区町村から依頼を行った家電小売業者が回収
	家電小売店団体が設置した受付センターが回収
	市区町村と協定等を締結した一般廃棄物収集運搬許可業者が回収
	市区町村から依頼を行った一般廃棄物収集運搬許可業者が回収
	一般廃棄物収集運搬許可業者団体が設置した受付センターが回収
	一般廃棄物収集運搬許可業者 が回収（上記 ~ 以外で、市区町村が当該業者の名称及び連絡先を広報）
	一般廃棄物収集運搬許可業者には、再生利用指定（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第2条第2号）を受けた事業者が含まれる。
	+
・ ~ の場合に共通的な取組（回収に関する定期的な確認・住民への広報）	

【図表6 小売業者の引取義務外品の回収体制の例】



※家電リサイクル法に則って処分する場合で、回収者が家電リサイクル券を取り扱っている場合は、消費者は家電リサイクル券に必要事項を記入のうえ、回収者にリサイクル料金を支払います。

回収者が家電リサイクル券を取り扱っていない場合は、消費者は郵便局に設置している家電リサイクル券に必要事項を記入のうえ、郵便局の窓口にてリサイクル料金を支払います。

3. 市区町村において必要な取組事項

市区町村又は市区町村の委託業者が回収する場合

(1) 特定家庭用機器廃棄物の処分業者の選定について

住民から回収する特定家庭用機器廃棄物について、家電リサイクル法に則って処分するか、又は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第3条第2号へ及び第6条第1項第2号八の規定に基づき定められている「特定家庭用機器一般廃棄物及び特定家庭用機器産業廃棄物の再生又は処分の方法として環境大臣が定める方法」（平成11年6月厚生省告示第148号）の基準を満たすことのできる事業者へ処分を委託するかどうか決める必要があります。

(2) 住民への情報提供

小売業者の引取義務外品の排出方法について、住民にわかりやすく説明することが必要です。

市区町村の「ごみの出し方」等印刷物や市区町村のホームページに、小売業者に引取義務のあるものと引取義務のない小売業者の引取義務外品の場合分けをし、小売業者の引取義務外品の回収方法については、以下のことについて記載することが必要です。

- ・ 回収申込みの連絡先
- ・ 収集運搬に必要な料金
- ・ 家電リサイクル券の購入方法等（家電リサイクル法に則って処分する場合に限る）
- ・ 処分に必要な料金（回収した特定家庭用機器廃棄物の処分を事業者へ委託する場合に限る）

家電リサイクル法に則って処分する場合、製造業者等毎の品目・型式別に定められたリサイクル料金を支払う必要があります。支払いは、郵便局に設置している家電リサイクル券に必要事項を記載し、窓口にてリサイクル料金を振り込むことにより完了します。

なお、支払いの証明として、排出時に家電リサイクル券を特定家庭用機器廃棄物に貼付する必要があります。

市区町村と協定を締結した家電小売業者が回収する場合
市区町村から依頼を行った小売業者が回収する場合

【小売業者の引取義務外品を回収する小売業者への協力依頼】

小売業者の引取義務外品の回収を小売業者に依頼する場合、収集運搬を実施することのできる小売業者に対して、小売業者の引取義務外品の収集運搬を実施するよう、協定の締結又は協力の依頼を行う必要があります。

協定又は協力の依頼の内容は以下のとおりです。

- ・ 小売業者の引取義務外品を回収する小売業者の連絡先を市区町村のホームページに記載すること
- ・ 再商品化料金に関するお問合せに対応すること
- ・ 収集運搬を依頼された小売業者の引取義務外品については、特定家庭用機器再商品化法で規定する指定引取場所において製造業者等に引き渡すこと。ただし、市区町村が搬入場所を別途指定する場合には、それに従うこと
- ・ 小売業者の引取義務外品の収集運搬に関して、排出者に請求する料金は、収集運搬を能率的に行った場合における適正な原価を勘案して定め、適正な排出を妨げることのないよう配慮すること
- ・ 小売業者の引取義務外品の収集運搬を中止する場合は、協定を締結又は協力の依頼を受けた市区町村に速やかに連絡すること

なお、住民の排出時の負担を軽減するため、家電リサイクル券の発行が可能であり、更に、住民からの回収日時等の要望に柔軟に対応できる複数の小売業者と協力の締結又は協力の依頼を行うことが望ましいです。

家電小売店団体が設置した受付センターが回収する場合

【小売業者の引取義務外品を回収する家電小売店団体への協力依頼】

小売業者の引取義務外品の回収を地域の小売業者団体に依頼する場合、収集運搬を実施することのできる小売業者団体に対して、小売業者の引取義務外品の回収受付センターを設置するとともに、団体に所属する小売業者に収集運搬を実施するよう、協力の依頼を行う必要があります。

協力の依頼の内容は以下のとおりです。

- ・ 小売業者の引取義務外品の回収受付センターを設置するとともに、回収依頼があった場合には、住民の排出時の負担を軽減するため、家電リサイクル券の発行が可能であり、できる限り住民の回収日時等の要望に応えることのできる小売業者に回収を行わせること
- ・ 小売業者の引取義務外品の回収を受け付ける回収センターの連絡先を市区町村のホームページに記載すること
- ・ 再商品化料金に関するお問合せに対応すること
- ・ 収集運搬を依頼された小売業者の引取義務外品については、特定家庭用機器再商品化法で規定する指定引取場所において製造業者等に引き渡すこと。ただし、市区町村が搬入場所を別途指定する場合には、それに従うこと
- ・ 小売業者の引取義務外品の収集運搬に関して、排出者に請求する料金は、収集運搬を能率的に行った場合における適正な原価を勘案して定め、適正な排出を妨げることのないよう配慮すること
- ・ 小売業者の引取義務外品の収集運搬を中止する場合は、協力の依頼を受けた市区町村に速やかに連絡すること

市区町村と協定を締結した一般廃棄物収集運搬許可業者が回収する場合
市区町村から依頼を行った一般廃棄物収集運搬許可業者が回収する場合

【小売業者の引取義務外品を回収する一般廃棄物収集運搬許可業者への協力依頼】

小売業者の引取義務外品の回収を一般廃棄物収集運搬許可業者に依頼する場合、収集運搬を実施することのできる一般廃棄物収集運搬許可業者に対して、小売業者の引取義務外品の収集運搬を実施するよう、協定の締結又は協力の依頼を行う必要があります。

協定又は協力の依頼の内容は以下のとおりです。

- ・ 小売業者の引取義務外品を回収する一般廃棄物収集運搬許可業者の連絡先を市区町村のホームページに記載すること
- ・ 収集運搬を依頼された小売業者の引取義務外品については、特定家庭用機器再商品化法で規定する指定引取場所において製造業者等に引き渡すこと。ただし、市区町村が搬入場所を別途指定する場合には、それに従うこと
- ・ 小売業者の引取義務外品の収集運搬に関して、排出者に請求する料金は、収集運搬を能率的に行った場合における適正な原価を勘案して定め、適正な排出を妨げることのないよう配慮すること
- ・ 小売業者の引取義務外品の収集運搬を中止する場合は、協定を締結又は協力の依頼を受けた市区町村に速やかに連絡すること

なお、住民の排出時の負担を軽減するため、住民からの回収日時等の要望に柔軟に対応できる複数の一般廃棄物収集運搬許可業者と協力の締結又は協力の依頼を行うことが望ましいです。

一般廃棄物収集運搬許可業者団体が設置した受付センターが回収する場合

【小売業者の引取義務外品を回収する一般廃棄物収集運搬許可業者団体への協力依頼】

小売業者の引取義務外品の回収を地域の一般廃棄物収集運搬許可業者団体に依頼する場合、収集運搬を実施することのできる一般廃棄物収集運搬許可業者団体に対して、小売業者の引取義務外品の回収受付センターを設置するとともに、団体に所属する一般廃棄物収集運搬許可業者に収集運搬を実施するよう、協力の依頼を行う必要があります。

協力の依頼の内容は以下のとおりです。

- ・ 小売業者の引取義務外品の回収受付センターを設置するとともに、回収依頼があった場合には、住民の排出時の負担を軽減するため、できる限り住民の回収日時等の要望に応えることのできる一般廃棄物収集運搬許可業者に回収を行わせること
- ・ 小売業者の引取義務外品の回収を受け付ける回収センターの連絡先を市区町村のホームページに記載すること
- ・ 収集運搬を依頼された小売業者の引取義務外品については、特定家庭用機器再商品化法で規定する指定引取場所において製造業者等に引き渡すこと。ただし、市区町村が搬入場所を別途指定する場合には、それに従うこと
- ・ 小売業者の引取義務外品の収集運搬に関して、排出者に請求する料金は、収集運搬を能率的に行った場合における適正な原価を勘案して定め、適正な排出を妨げることのないよう配慮すること
- ・ 小売業者の引取義務外品の収集運搬を中止する場合は、協力の依頼を受けた市区町村に速やかに連絡すること

一般廃棄物収集運搬許可業者 が回収

一般廃棄物収集運搬許可業者には、再生利用指定（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第2条第2号）を受けた事業者が含まれる。

【小売業者の引取義務外品を回収する一般廃棄物収集運搬許可業者（ から 以外で再生利用指定を受けた事業者が含まれる ）への周知】

小売業者の引取義務外品の回収を一般廃棄物収集運搬許可業者（ から 以外で再生利用指定を受けた事業者が含まれる ）が行う場合、収集運搬を実施することのできる一般廃棄物収集運搬許可業者（ から 以外で再生利用指定を受けた事業者が含まれる ）に対して、小売業者の引取義務外品の収集運搬を実施するよう周知する必要があります。

周知する内容は以下のとおりです。

- ・ 収集運搬を依頼された小売業者の引取義務外品については、特定家庭用機器再商品化法で規定する指定引取場所において製造業者等に引き渡すこと。ただし、市区町村が搬入場所を別途指定する場合には、それに従うこと
- ・ 小売業者の引取義務外品の収集運搬に関して、排出者に請求する料金は、収集運搬を能率的に行った場合における適正な原価を勘案して定め、適正な排出を妨げることのないよう配慮すること
- ・ 小売業者の引取義務外品の収集運搬を中止する場合は、許可を受けている市区町村に速やかに連絡すること

なお、住民の排出時の負担を軽減するため、住民からの回収日時等の要望に柔軟に対応できる、複数の一般廃棄物収集運搬許可業者に義務外品の回収を実施させることが望ましいです。

- ・ ~ の場合に共通的な取組

【小売業者の引取義務外品の回収に関する定期的な確認】

上記の ~ の方法において小売業者の引取義務外品の回収を行う場合、消費者が回収主体に依頼したにも関わらず回収を断られたということのないよう、回収主体が協定、依頼、周知内容に基づいて回収を実施しているかどうか、市区町村は定期的に確認する必要があります。

【住民への広報】

小売業者の引取義務外品の回収方法について、住民にわかりやすく説明することが必要です。

「ごみの出し方」等の印刷物や市区町村のホームページに、小売業者に引取義務のあるものと、引取義務のない義務外品との場合分けをし、義務外品の回収方法については、以下のことについて記載することが必要です。

- ・ 回収主体の名称及び連絡先
- ・ 収集運搬料金の問い合わせ先

【住民にとって排出先がわかりやすい広報の例】

エアコン、テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機の廃棄方法

★エアコン、テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機を処分するにはリサイクル料金が必要です。

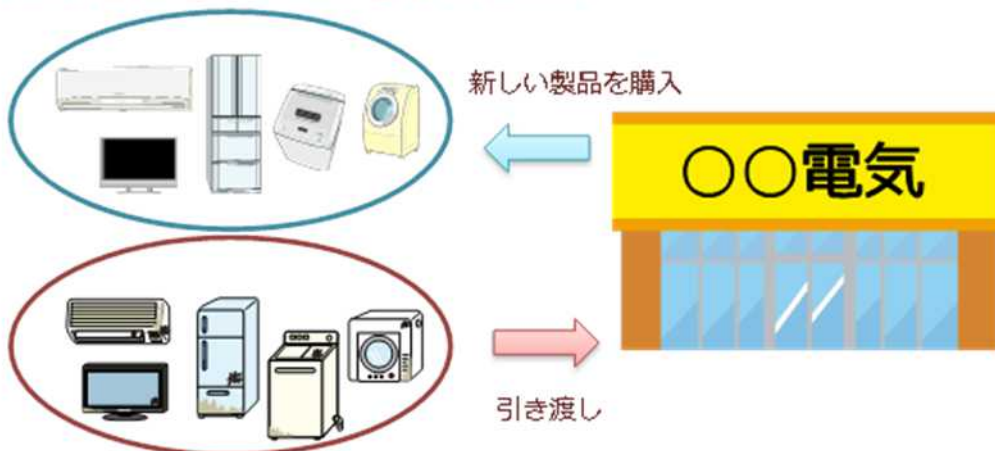
料金については、回収を依頼するお店に直接お問い合わせするか、家電リサイクル券センターのホームページを御覧ください。

【家電リサイクル券センターURL】

http://www.rkc.aeha.or.jp/text/p_price.html

1 新しい製品に買替える場合

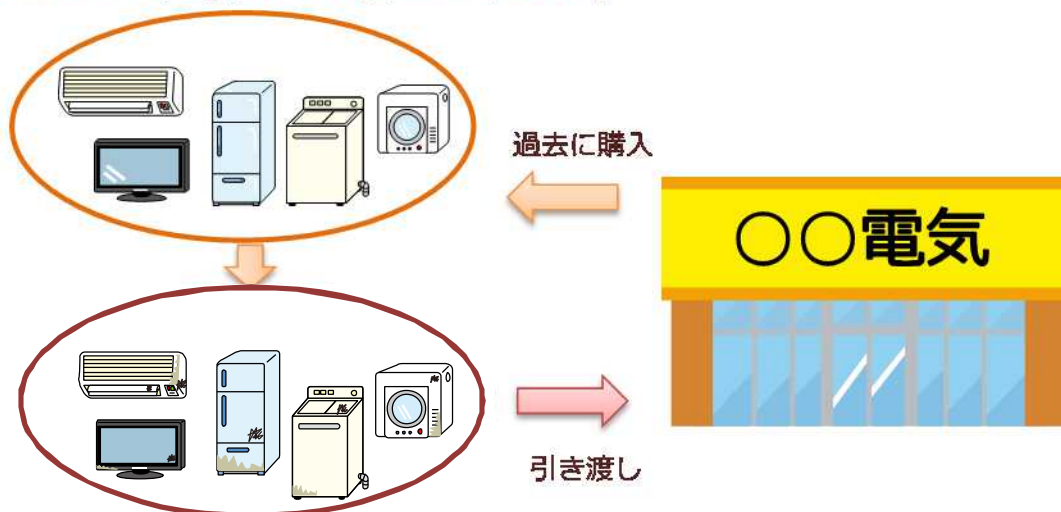
購入するお店で引き取っていただけます。収集料金等については、お店に直接お問い合わせください。



2 廃棄のみの場合

1) 購入したお店がわかる場合

購入したお店で引き取っていただけます。収集料金等については、お店に直接お問い合わせください。



2) 購入したお店がわからない、営業していない、引越等により 遠方にある場合

以下の小売業者協力店又は収集運搬許可業者で引き取っていただけます。収集運搬料金等については、回収依頼先に直接お問い合わせください。

【小売協力店一覧】

店舗名	住所	電話番号
電気	市	-

【収集運搬許可業者一覧】

店舗名	住所	電話番号
運送	市	-

【住民にとって排出先がわかりにくい広報の例】

以下の内容の広報では、問い合わせ先が「最寄りの小売店」としか記載されていないため、住民にとってどこに回収を依頼すれば引取りにきてもらえるのかわかりにくいことから、回収主体の名称及び連絡先を記載する必要があります。



エアコン、テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機の廃棄方法

●エアコン、テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機は収集いたしません

エアコン、テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機は家電リサイクル法の対象製品ですので、収集いたしません。最寄りの小売店にご相談下さい。

< 以下のページに市区町村の取組事例を記載予定 >